

令和5年第7回小鹿野町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年8月25日（金）午後1時30分～午後2時15分

2 開催場所 小鹿野町役場 1階 議場

3 出席委員 農業委員（13人） 農地利用最適化推進委員（7人）

会長 10番 黒沢 裕幸

会長職務代理 1番 吉田 恭寛

農業委員 2番 豊田 均 3番 加藤 功一 4番 玉川 寿々子

5番 高橋 克予 6番 栗原 静男 7番 高岸 友行

8番 佐藤 恒志 9番 町田 考子 11番 新井 正志

13番 田嶋 敏男 14番 樋口 わかな

農地利用最適化推進委員

強矢 福司

黒澤 忠弘

黒澤 八重子

強矢 武夫

入澤 節子

市川 和男

増島 敏雄

4 欠席委員

農業委員（1人） 12番 守屋 善雄

農地利用最適化推進委員（1人） 千島 政次

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田嶋 哲也

事務局 戸田 恭平

荻野 翔太

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第16号

地籍調査による農地の地目変更について（10件）

日程第3 議案第17号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について（1件）

日程第4 議案第18号

農地法第5条の規定による許可申請の審議について (1件)

報 告

- (1) 6ヶ月後の現地確認について
令和5年1月申請分について (1件)
- (2) 6ヶ月後の現地確認について
令和5年2月申請分について (2件)

そ の 他

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので令和5年第7回小鹿野町農業委員会総会を開催させていただきます。尚、本日は農業委員の12番 守屋善雄さんより欠席の連絡をいただいています。まだいらしていない方がいらっしゃると思いますが、小鹿野町農業委員会会議規則第6条 在任する委員の過半数を満たしていますので、これより総会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、開催に当たりまして、黒沢会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>こんにちは。毎日大変暑い日が続いています。天気予報を見ますと9月も暑い、10月も暑いということで、皆さんは水の権利に関しては大変だと思います。我々の場合は、野菜はいろいろ考えながら作らなければいけないわけです。以前に吉田委員さんから話がありましたが、牛乳を1杯飲むことで粘膜が強くなって熱中症になりにくいということがあるようです。嫌いな方は別として飲んでみたら良いと思います。今日私は2杯飲みました。お昼にも飲みました。手ごろで一番良いのは、自分の家の庭に生えているどくだみです。どくだみを採りまして、日影干しにしまして、毎日ことごと煮出して朝昼晩に飲んでいます。これが一番良いような気がします。臭いもしないです。家に来る人に飲んでもらっています。パックの物を買って飲んでいる人はいるようですが、自分で作って飲んでいる人はいないようです。</p> <p>ですから、話のたねにどくだみは体の毒素を出すと言われていていますので試してみてください。</p> <p>いろいろな話をしました。先月は議案がありませんでした。今月は何件か議案があります。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございます。それでは、早速議事に入らせていただきます。小鹿野町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長となつていただき議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>指名につきましては私から御指名させていただきます。今回は7番 高岸友行委員さん、8番 佐藤恒志委員さん、以上2名を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第2 議案第16号「地籍調査による農地の地目変更</p>

事務局

について（10件）を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

説明をさせていただく前に事前に送らせていただいた資料に誤りがありましたので訂正をさせていただきます。

差し替えの資料として本日お配りしていますので確認をお願いいたします。

まず、議案第18号 番号1の譲渡人のふりがなです。〇〇〇となっていますが〇〇〇の誤りです。また、事由ですが、排水管の排の字が配となっていました。もう1枚あります。農地法第3条の規定による許可申請の審議についてです。地名が〇〇〇となっていました。〇〇〇〇の誤りです。大変申し訳ございませんでした。差し替えをお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

議案第16号 地籍調査による農地の地目変更について審議された。令和5年8月25日 小鹿野町農業委員長 黒沢裕幸

こちらは番号10までありますが、全て〇〇〇〇字〇〇〇となっていますので番号、地番、所有者、現況地目、面積を読み上げることで説明とさせていただきます。

番号1 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 山林 〇, 〇〇〇m²

番号2 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 山林 〇, 〇〇〇m²

番号3 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 山林 〇〇〇m²

番号4 〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 公衆用道路

番号5 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 山林 〇〇〇m²

番号6 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 山林 〇〇m²

番号7 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 山林 〇〇〇m²

番号8 〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 雑種地

番号9 〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 山林

番号10 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 山林 〇〇〇m²

こちらにつきましては、小鹿野町の建設課より地籍調査を行うため、地目変更について協議の依頼があったものです。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。

別に送らせていただいた資料の1枚目と2枚目を見ていただくと位置が出ています。地図上になりますが、〇〇の〇〇〇から〇〇方面に進み、〇〇〇mほどの所を右折し、そこから〇〇〇mほど進んだ先が協議して

<p>議 長</p> <p>強矢福司 推進委員</p> <p>議 長</p>	<p>いただく場所となっています。ご協議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。</p> <p>現地確認の報告をさせていただきます。高岸農業委員と事務局2名で現地調査に行って参りました。その結果を報告させていただきます。</p> <p>土地については、地目変更照会位置図という図面の番号で説明をさせていただきます。</p> <p>①②については、所有者も同じですが現況も同じです。現況は山林化してしまっていて、周辺も山林になっています。全く変わりがなく境が無い状況です。ですから、山林として適当だと思います。</p> <p>③については、水路までの斜面地になっています。こちらも農地の形状は山林という現況で問題は無いと思います。</p> <p>④は公衆用道路となっていますが、現況も町道でしたので問題は無いと思います。</p> <p>⑤⑥⑦については、問題がありましたので詳しく報告をさせていただきます。現地を見ますと、非農地判断の基準で言いますと山林化は完全にしていないです。非農地判断の観点で言いますと山林としては問題があるのかなと思います。</p> <p>これにつきましては、国調の関係で出てきた地目なのです。国調に反映させていまして、不動産登記法で言いますと原野と山林の境目くらいの現況なのです。竹木が生い茂るような状態は山林です。そこまでにはいかない雑草に覆われる土地は原野です。不動産登記法の地目の種類になります。私も見ましたが、竹も生え始めていますし、非農地判断とは全く違った不動産登記法の観点による地目で言いますと山林でもいいのかなと思える状況です。その辺については皆さんでご判断いただければと思います。</p> <p>⑧については、防火水槽です。雑種地ということで特に問題は無いと思います。</p> <p>⑨⑩については、斜面地です。①②と同じように周辺の山林と境が無いような状況ですので、山林で特に問題は無いと思います。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。</p> <p>現地確認の報告をしていただきました。⑤⑥⑦については詳しく説明をしていただきました。事務局から何かありますか。</p>
--	--

事務局	無いです。
議 長	<p>ここで御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>(質疑無し)</p>
議 長	<p>御質疑がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、挙手をお願いしたいと思います。6月の総会で決まりましたので、今回から推進委員さんも挙手をしていただきたいと思います。</p> <p>日程第2 議案第16号 地籍調査による農地の地目変更について(10件)の採決を行います。本件につきましては申請通り農地の地目変更をすることに賛成の農業委員さん、推進委員さんの挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>全員賛成によりまして農地の地目変更を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第3 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」(1件)を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について審議されたい。令和5年8月25日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 ○○○○字○○○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○○○㎡</p> <p>申請人 譲渡人:○○○ ○○○○ 譲受人:○○○ ○○○○ 事由:当該地を譲り受けて柿の栽培をしたい。所有権の移転となります。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>別に送らせていただいた資料の3枚目をご覧ください。今日差し替えでお配りしたものになります。申し訳ございません。</p> <p>こちらにつきましては、○○○○○○○○○○を○○方面に進んで行きますと○○○○○という橋があり、その手前を右折、○○○mほど進み右折、○○○mほど進み右手に見える所が申請地となっています。ご協議のほどよろしくをお願いいたします。</p>

議 長	事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。
黒澤忠弘 推進委員	お世話になります。今月の22日に農業委員の吉田さんと事務局2名で現地を確認して参りました。柿が十分に栽培出来るような形でした。地権者は〇〇〇ということで、なかなか管理しにくい状況だと思います。地元の人が管理をしてくれることになりますので良いのではないかと思います。以上です。
議 長	<p>現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>(質疑無し)</p>
議 長	<p>御質疑がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員さんの挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>日程第3 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について(1件)の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。
議 長	続きまして、日程第4 議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」(1件)を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について審議されたい。令和5年8月25日 小鹿野町農業委員長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇 地目 畑 面積 〇〇〇〇m²のうち〇〇〇m² 申請人 譲渡人：〇〇〇〇 〇〇〇〇 譲受人：〇〇〇〇 〇〇〇〇 事由：隣接の〇〇〇〇〇〇〇〇-〇の既存建物の排水管を西側道路(県道)に接続放流するための排水管を埋設する。使用貸借権で一時転用となります。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p>

	別の資料の4枚目をご覧ください。 こちらは、〇〇の〇〇〇から南側〇〇mほどの所が申請地となっています。ご協議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。
黒澤忠弘 推進委員	排水管埋設のための一時転用ということです。排水管の埋設なので、一時転用をして、また埋め戻して農地をお返しするような形だと思います。特に問題はございません。
議 長	現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。
3番委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
3番委員	一時転用となっていますが、期間はいつまでですか。
事務局	お答えさせていただきます。予定だと令和5年12月31日までとなっていますので、今年いっぱいまでという形になります。
3番委員	使用貸借権となっていますが、それ以降も排水管が残っているうちは使用貸借権が続くということですか。
事務局	お答えさせていただきます。農地に戻すという形になりまして、使用貸借権が続くということではないとのことでした。
3番委員	期間が終了すれば一時転用が無くなって畑として続けて使用することですね。
事務局	その通りです。
議 長	よろしいでしょうか。
3番委員	はい、結構です。

議 長	<p>他にございますか。</p> <p>(質疑無し)</p>
議 長	<p>御質疑がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員さんの挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>日程第4 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について(1件)の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、報告に移ります。</p> <p>(1) 6ヶ月後の現地確認について 令和5年1月申請分について (1件)</p> <p>(2) 6ヶ月後の現地確認について 令和5年2月申請分について (2件)</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告の説明をさせていただきます。</p> <p>報告1 6ヶ月後の確認になります。1月の議案になりますので現地確認は先月行っていただいています。</p> <p>番号1 ○○○字○○○○○○○-○ 面積 ○○○㎡ 字○○○○○○○ ○-○ 面積 ○○㎡ 字○○○○○○○-○ 面積 ○○○㎡ 合計面積 ○○○㎡ 地目は3筆とも田です。申請人 譲渡人：○○○ ○○ ○○ 譲受人：○○○ ○○ ○ 譲受人は現在、アパートで生活をしているが、子供が成長し手狭となったため、申請地を買い受けて自己用住宅を新築したいため計画したものとなっています。所有権の移転です。</p> <p>続きまして、報告2です。2月の議案になっていまして、今月現地確認を行っていただいています。</p> <p>番号1 ○○○字○○○○○○○-○ 面積 ○○○㎡ 字○○○○○○○ ○-○ 面積 ○○○㎡ 地目は2筆とも田です。 字○○○○○○○- ○ 地目 ため池 面積 ○○㎡ 3筆の合計面積 ○,○○○㎡ 申請人 譲渡人：○○○○ ○○○○ 譲受人：○○○ ○○○○○○</p>

	<p>〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇</p> <p>こちらは、太陽光発電施設として利用するための申請でした。賃借権となります。</p> <p>番号2 〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇 地目 畑 面積 〇〇〇m² 申請人 譲渡人：〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 譲受人： 〇〇〇〇 〇〇〇〇</p> <p>こちらは、薪の製造・販売事業の拡大のため、新たに倉庫及び資材置場が必要となったため申請が挙がったものです。所有権の移転となります。</p> <p>6ヶ月後の確認についての説明は以上となります。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。
黒澤忠弘 推進委員	<p>2月の議案について現地確認の報告をいたします。</p> <p>番号1の太陽光パネルについては、完成して綺麗に出来ていました。</p> <p>番号2については、薪が崩れないように杭が打っており、薪が収納出来るような施設が出来ていました。倉庫も隣りに建設済みでした。申請の通りに工事が完了していましたので報告いたします。</p>
議 長	ありがとうございました。順番が後先になってしまいました。1月の議案について現地確認の報告をお願いいたします。
強矢福司 推進委員	<p>1月の議案について現地確認の報告をいたします。</p> <p>〇〇さんと〇〇さんの案件ですが、私の家のすぐ近くです。常に監視している所です。既に着工していて完成間際の状態です。</p>
議 長	6ヶ月後の確認の報告が終わりました。
議 長	<p>続きまして、その他に移ります。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局より1件議案を挙げさせていただきます。</p> <p>直前になりまして大変申し訳ありませんでしたが、8月18日付けで小鹿野町より農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 変更についてというものの諮問がありまして、21日付けで文書を皆さんに送付させていただきました。</p> <p>変更内容につきましては、法律改正に伴い利用権設定に関する箇所の</p>

	修正されているところがメインになっています。他に誤字、脱字等がありましたので修正をさせていただいているところになります。秩父農林振興センターとの協議は済んでいます。意見等ありましたら答申として挙げさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
議 長	皆さんに事前にお配りしています。感じたこと、このように記載した方が良いというような意見がありましたらお願いいたします。
5 番委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
5 番委員	細かいことですが、5 ページの第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、という見出しのところになります。罫線で囲んだ中に生産方式があります。その資本装備に耕耘機と書いてありますが、現在は、耘はひらがなでうんか運を使っています。令和の時代に即さないと感じました。こんにやく単一経営のところは、歩行用管理機となっていますので、この書き方が良いのかなと思いました。
事務局	ありがとうございます。今の内容を踏まえまして答申を作らせていただきたいと思います。
議 長	他に何か気付いた点はございますか。
8 番委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
8 番委員	考え方ですが、9 ページ目をご覧ください。あとは22 ページ、23 ページ、24 ページの赤枠で囲んであるところです。 今回は新規就農の関係です。9 ページ目の第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、という見出しのところになります。 効率的かつ安定的な農業経営目標の6 割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1 人当たりの年間農業所得200 万円程度を目標とする。となっていますが、この200 万円の考え方です。現在、飼料代、燃料代等、様々なものが高騰していて、果たして200 万円程度が妥当か否か

	<p>です。今から5年前や戦争が起きる前、紛争が起きる前であれば可能だったと思います。現在はガソリンが1ℓあたり180円、ビニールハウスの燃料が重油で100円くらいになっている状況です。肥料も一応補助があるとは言え、大規模で行っている所に関して言えば、それなりの補助があります。</p> <p>例えば、きゅうりのハウスの規模が3棟で2,500㎡の場合ですが、肥料代が補助されたとしても、申し訳ないですが、すずめの涙程度しかありません。果たして200万円という目標は本当に良いのでしょうか。もう少し高めに設定しないと生活出来ないのではないかとというのが正直なところではあります。</p> <p>それというのは、私は今から5年か6年前に新規就農で小鹿野町に来ました。最初の年は確か農業所得が300万円から400万円くらいでした。掛かったのは経費だけです。燃料代は掛かっていなかったもので、最初の年は出来ました。それでも何とかぎりぎり出来ていましたが、それ以降は燃料費が掛かって経費として持っていかれました。追加で作業を行うと暖房代も高騰していますので、この200万円というのは、もう少し見直すべきだと思います。全国的なレベルでどのくらいになるかわかりませんが、200万円で本当に妥当か秩父農林振興センターに聞いてみたら良いと思います。正直な話、200万円では生活出来ないと思います。であれば、もう少しレベルを上げていかないと経費を持っていかれて赤字になってしまいます。新規就農で3年間は50万円か100万円の補助をしてくれますが、それ以降は、どうしても太刀打ち出来ないのが電気代の高騰です。その辺を見直した方が良いのではないかと、質問をさせていただきました。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。5年前と同じではおっしゃる通りだと思います。秩父農林振興センターに聞いてみたり、他の市町と協議しながら数字を考えさせていただいたのでよろしいでしょうか。</p>
8 番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>数字を入れないといけないですか。言葉をもっと少し入れない考え方があるのですか。</p>
事務局	<p>一応こちらを基準にして、この後新規認定農業者、認定農業者を申請していただくというのですが、その基準になるので金額が出ていない</p>

	と厳しいというところになります。秩父農林振興センターと協議は済んでいると理解していただければと思います。
8番委員	多分、そこまで考えていないと思います。200万円というのは変わっていないのです。これだけいろいろ高騰している中で、そのまま横置きするというのはナンセンスです。あくまでも基準として設けてあるだけならば良いですが、今後新規就農で入ってくる人たちは、実際にしてみると自分の持ち出しが絶対に出てくると思います。
議長	皆さんは生産者になっていますので、300万円くらいが良いというようなことがありますか。
8番委員	ですから、この数字をどこのレベルから持ってきているのか分かりません。小鹿野町で目標はどのくらいでと言いましても、燃料はどんどん上がっていますし、飼料もどんどん上がっていますので、300万円でも400万円でも掛かるものは掛かるのです。それだけ経費が掛かってしまいます。一つの目安として考えるのであれば良いです。以前と変わっていないというのが問題です。このようなご時世なのです。きちんと見直すべきではないかと思います。
議長	もう一度、秩父農林振興センターに聞いてみたらいかがでしょうか。
事務局	秩父農林振興センターに相談してみようと思います。
議長	8番委員さん、よろしいですか。
8番委員	はい。
議長	他にございますか。
3番委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
3番委員	25ページのその他の中にこの基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるも

	<p>のとする。とありますが、実施計画は作ってありますか。</p>
事務局	<p>今のところ、完成はしていないのですが、必要に応じて作っていくものだと思っています。今のところ、作る予定は無いです。</p>
3番委員	<p>はい、結構です。</p>
議長	<p>他にございますか。</p> <p>(意見無し)</p>
議長	<p>それでは、先ほどの数字を入れていただいて挙げていただきたいと思っています。</p>
事務局	<p>先ほどの意見は農業委員会からの答申ということで町に返したいと思っています。ありがとうございました。</p>
黒澤忠弘 推進委員	<p>すみません。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
黒澤忠弘 推進委員	<p>文章がボリュームがありますので熟読出来ていない状況です。時間に猶予があるようでしたら次回までに意見を出したいです。</p>
事務局	<p>こちらは、期限があります。9月末までには小鹿野町の方で書き出さなければなりませんので、8月末まででしたら私の方で受けさせていただきます。9月ですと、その後審議をする時間がないので、出来れば今月中に出していただきたいと思っています。</p>
議長	<p>それでは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については終わりにします。</p> <p>事務局より他にありますか。</p>
事務局長	<p>すみません。私の方から1点報告をさせていただきます。前回の農業委員会総会におきまして、農業新聞について意見、質問がありました。</p>

	<p>このことについて埼玉県農業会議に報告をいたしました。農業委員さん、推進委員さんが新聞を取ることは自由ですね。ということで確認をさせていただきました。先方から個人の自由です。という回答をいただいていますので、この場を借りて報告をさせていただきます。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局から連絡があります。</p> <p>本日机上に資料を何点か置かせていただいています。机の右側に置いたものになります。のうねん7月号と農業者年金加入促進マニュアルとパンフレットが届きましたのでお配りしました。農業者年金のパンフレットについては、事務局に数枚予備がありますので、加入したい方がいらっしゃいましたら事務局にご連絡をいただければと思います。</p> <p>女性委員さんだけになってしまいますが、埼玉県農業委員会女性協議会総会の通知がありますので、一緒に置かせていただいています。ご賛同いただける方は9月4日までに事務局までご連絡をいただければと思います。</p> <p>事務局からの連絡は以上となります。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございますか。</p>
<p>強矢福司 推進委員</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>強矢福司 推進委員</p>	<p>この間私は朝5時に起きて畑の除草作業を始めました。たまたま刈払機のエンジンの音がもの凄くて、刈っているような音がするのです。刈っている人の姿を見ていないのでどなたか分かりませんが、私の近所で朝早くから騒音が起きています。その周辺の方にお話を聞きましたら、その日は特に問題は無かったのですが、過去には家の近くでうるさく感じたことがあったということです。確かに朝早くでないこの暑さですから熱中症対策上大変なので分かります。やはり、農業委員会として、新たな施策を考えなければいけないと思っています。高岸委員さんが持っていますが、充電器を使った刈払機は性能が大変良いです。それでしたら騒音が無いので朝早くから農家の方は作業が出来ます。これがエンジンですと化石燃料を使っていますので温暖化を招きます。温暖化</p>

	<p>対策にもなりますので、このような充電式の電動刈払機を農家の方が積極的に導入出来るような策を講じた方が良いのではないかと思います。私は個人的に一台買って持っています。大変便利です。朝早く5時、6時に使っても一切近所迷惑にならないので、是非そのような策を講じるよう検討いただければと思います。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>いくらくらいするものなのか、その辺の話をしていただきたいと思います。</p> <p>例えば、町で今後、鳥獣害の補助ではないですが、補助が出るような策も考えていけると思いますので、いくらくらいするものなのか教えてくださいませんか。</p>
<p>7番委員</p>	<p>だいたい5万円か6万円くらいです。メーカーによって違うと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>マキタの刈払機がそうですね。私は毎日草刈りをしています。コメリ等では19,800円くらいであります。バッテリー式だと4万円か5万円になります。エンジン式だと効率が悪いのでバッテリー式を買いたいのですが、4万円か5万円くらい出さないと買えません。昔はバッテリーは弱かったのですが、今は良くなっているようですから5万円くらいします。</p> <p>ですから、町で補助をしていただけるように検討していただくと良いのではないかと思います。エンジン式からバッテリー式に替えている人が結構います。重さはどうでしょうか。重いですか。</p>
<p>8番委員</p>	<p>そんなに重く無いです。私は3年前からバッテリー式にしました。37,000円くらいでした。小型のものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>30分くらいは稼働しますか。</p>
<p>8番委員</p>	<p>一番大きいもので18ボルトの6アンペアです。間口4.5mで20mくらいのハウスの中に結構草が生えていてもフル充電で1棟分くらいは刈り取ることが出来ます。パワーは最強、最小というように自分で変えることが出来るタイプです。マキタで売り出しているのが18ボルトのバッテリーが2個入れられるものです。パワーが強いので、大型の刈払機に引けを取らないくらいです。6万円くらいになります。充電器とバ</p>

	<p>バッテリーが高いです。私はハウスの中の除草や朝4時か5時に作業をした たい時は、電動式を使っています。ワイヤー式はすぐにパワーが落ちて しまいますので、歯がついているのであれば電動式は静かです。私は朝 は4時から作業をしています。</p>
議 長	<p>いろいろ参考にさせていただきたいと思います。 それでは、議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>慎重、御審議いただきましてありがとうございました。以上をもちま して令和5年第7回小鹿野町農業委員会総会を閉会させていただきます す。ありがとうございました。</p>